

○厚生労働省告示第三百十六号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第二項の規定に基づき、労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十一年五月二十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

第三条ただし書中「できる旨」の下に「及び限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率」を加え、同条に次の二項を加える。

2 労使当事者は、前項ただし書の規定により限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができ旨を定めるに当たっては、当該延長することができる労働時間をできる限り短くするように努めなければならない。

3 労使当事者は、第一項ただし書の規定により限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定めるに当たっては、当該割増賃金の率を、法第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働について法第三十七条第一項の政令で定める率を超える率とするように努めなければならない。

第四条第二項中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書、第二項及び第三項」に改める。